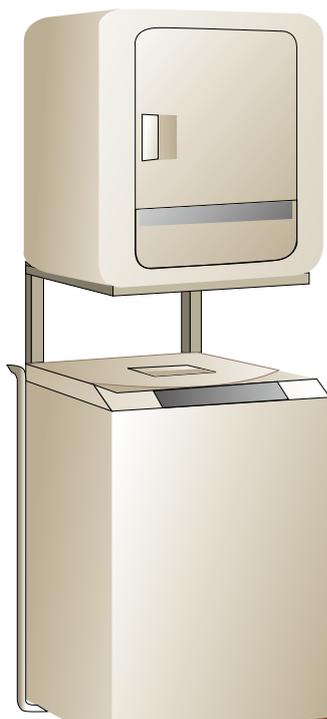


家電リサイクル法対象機器(4品目)

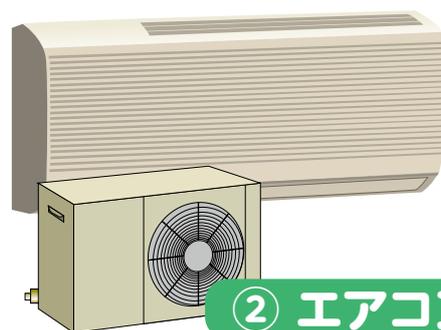
④ 冷蔵庫、冷凍庫



③ 洗濯機、衣類乾燥機



① テレビ



② エアコン

いらなくなった家電は**適正に処分を**

問い合わせ…環境業務課(TEL 26-4992)

不要になったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等の特定の4品目の家電については、家電リサイクル法に基づいた適正な処分、リサイクルが義務付けられています。

違法な不用品回収業者に引き渡すことは、不法投棄や不正輸出につながったり、トラブルの原因になることもあります。

適正な処分を行いましょう。

適正な処分方法

- ▶ 買い換えで処分するとき
新しい家電等を購入するお店に引き取りを申し込む。
- ▶ 処分だけのとき
古い家電等を購入したお店に引き取りを申し込む。

購入したお店が分からない、または近くにないときの処分方法

方法1 郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所へ直接持ち込む。

指定引き取り場所 (筑豊地域では次の2カ所)

- 久留米運送(株) 飯塚店(小竹町)(TEL 09496-2-1761)
- 西鉄運輸(株) 筑豊支店(飯塚市)(TEL 0948-82-2691)

方法2 郵便局でリサイクル料金を支払い、直方市粗大ごみ受付センターへ引き取りを依頼。

→直方市粗大ごみ受付センター連絡先(TEL 26-7880)

→リサイクル料金とは別に、収集運搬料として粗大ごみシール3枚必要(1枚500円+税)

方法3 家電リサイクル協力店に引き取りを申し込む。(協力店リストは市ホームページで確認できます)
※店ごとに異なる手数料・運搬料が別に必要です。

リサイクルに必要な費用は家電リサイクル券センターホームページまたは郵便局で確認できます。

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します 問い合わせ…保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116)

普通徴収

《納付書》

対象：納付書で納付する人
送付書類：通知書・納付書

納入方法：金融機関・コンビニエンスストアでの納付

※毎週木曜日の窓口延長時は保険課窓口でも受け付け可能

《納付は便利な口座振替で》

納付書を使って納付している人は、ぜひ口座振替をご利用ください。

《口座振替》

対象：口座振替で納付する人

送付書類：通知書

納入方法：口座振替

《納付書、口座振替共通》

送付時期：7月中旬

納期限：7月から来年3月までの

毎月末日（計9期）

※12月のみ25日、末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日

※口座振替で納付する人には、来年1月中旬に口座振替済通知書を送付予定

特別徴収

対象：年金から天引きで納付する人

送付書類：通知書

納入方法：年金天引き

送付時期：7月下旬

※後期高齢者医療保険料については、申請により特別徴収から口座振替に変更できます。

座振替に変更できます。

後期高齢者医療被保険者証を郵送します 問い合わせ…保険課医療保険係 (TEL 25-2113)

8月から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります。色は「紫色」になります。

新しい被保険者証は、7月下旬に特定記録にて郵送します。7月末までに被保険者証が届かない場合は、保険課医療保険係へお問い合わせください。保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

《自己負担割合をご確認ください》

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割または3割です。前年の所得をもとに、今年8月から1年間の自己負担割合を判定します。同じ世帯の被保険者で市民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合には3割となります。

ただし、市民税の課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみ
(ア)本人の収入が383万円未満
(イ)本人と同じ世帯の74歳未満までの人の収入の合計が520万円未満

《限度額適用（標準負担額減額）認定証が更新されます》

現在の限度額適用（標準負担額減額）認定証の有効期限は令和3年7月31日となっています。すでにお持ちの人で、令和3年度も認定証を発行できる人には、令和3年8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担限度額や、入院時の食事・居住費の負担が軽減されます。

対象者：市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要なもの：被保険者証
※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

限度額適用認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

対象者：負担割合が3割の被保険者の中で、所得が一定額未満の人
申請に必要なもの：被保険者証

保険料の計算（令和3年度）

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額 } 55,687 \text{円} + \left(\text{総所得金額等} - 43 \text{万円（基礎控除額）} \right) \times \text{所得割率 } 10.77\%$$

※保険料は、年額64万円が上限です。
※保険料は、福岡県内の地域でも同じ基準で計算されます。

保険料は、世帯の状況と令和2年中の所得金額を基に計算を行い、決定しています。
※「世帯の状況」とは、令和3年4月1日時点の世帯（年度中に75歳になる人、県外から転入された人等はその時点）の状況を基準としています。

後期高齢者医療保険料の計算方法が変更になりました
問い合わせ：
保険課高齢者保険料係
(TEL 25 2116)